行動

彼ノ失業救済案ト称スルモノハ要ハ旧式説ルニ足ラズ内務省案ト見ルモ亦多ク人ノ批評ヲ含ム而シテ何レモ単ニ労働者ノ絶対権利タルベキ国体交渉及全盟罷業ノ自由ヲ否認シ其一貫セル立法方針ハ一ツニ苛酷ナル取締ノ精神ニ立脚ス斯ノ如キハ労働運動ノ正当ナル発達ヲ阻碍シ徒ラニ其紛糾ヲ滋カラシムルモノト認ム是レ吾人ノ断乎トシテ容認能ハザル所ナリ若シ夫レ詳細ナル批判ニ至リテハ他日発表ノ機アルベシ

一 大正九年六月二十日友愛会関東出張所ニ於テ松岡駒吉外十一名参集失業問題ニ就キ研究会ノ試ミニ基キ左ノ如ク議決実行方法ニ就テハ後日協議スルコトトシ散会セリ

(1) 失業ノ実際調査ヲ為ス事
(2) 八時間労働制断行ノ事
(3) 一週二十四時間休業但シ日給ハ現在ヨリ低下セザル事
(4) 最低賃金法ノ創設但シ十四才以下使用禁止
(5) 朝鮮人内地人ハ勿論外国人ト雖モ男女全権ノ原則ヲ認ムルコト
(6) 一般企業ノ待遇即チ坑山、船舶、紡織、交通運輸新聞其他特種ノ企業ニ於テ適宜ノ交代制度ニヨリ八時間制ヲ徹底セシムル事
(7) 規定ノ官営事業ノ拡張及竣成時期ノ繰上並ニ新事業ノ企画例ヘバ都市地下水及高架鉄道ノ如キ並ニ港湾河川ノ改造等
(8) 国墾殖民ノ奨励
(9) 全国的連絡統一アル地方及中央職業紹介所急設但シ紹介所ノ委員制度ニ則リ労資相互ノ代表ヲ以テ組織ス
(10) 営業的紹介業ノ監督ヲ厳ニスル事

行動

(11) 事情ノ如何ヲ問ハズ解雇者ニ対シテハ少クトモ一ヶ月以上ノ予告ヲ為シ尚解雇ニ際シ九十日分以上ノ手当ヲ支給スル事
(12) 解雇ヲナス場合雇主ハ少クトモ二ヶ月以前ニ於テ解雇人員職業及解雇日等ヲ地方職業紹介所ニ届出ヅル事

一 大正九年六月二十六日友愛会本部ニ於テ棚橋小虎外十三名集会協議上左記事項ヲ決議シタリ

(1) 尼港問題ニ就テ大会盟会ノ名ヲ以テ積極的運動ヲ為サザル事
(2) 失業問題ニ就テハ三名ノ整理委員ヲ選定シ聚集シタル材料ニ付研究スル事
(3) 友愛会紡織労働組合、東京電機及機械鉄工組合、東京鉄工組合ノ三組合ヲ各団体ト認メ加入承認棚橋小虎ヲ交渉委員トシ入会ヲ勧誘スル事

一 大正九年七月二日友愛会本部ニ於テ松岡駒吉外十七名集会左ノ事項ヲ協議ス

(1) 失業問題ニ付テハ近日中宣言並ニ決議文ヲ作成一般民衆ニ警告スル事
(2) 失業問題並ニ労働協約ニ付テハ前記ノ如ク宣言及決議文ヲ作成当局ニ請願スル事

尚今日紡織労働組合東京鉄工組合加盟スル事ニ決定

一 大正九年七月十九日友愛会本部ニ於テ麻生久外十団体ノ幹部員十五名参集失業問題ニ対スル実行方法会同確ノ決定ヲ見紀州会及信友会側ヨリ富士瓦斯紡績会社ノ全盟罷業問題ヲ如何ニスベキヤノ緊急動議提出討議ノ結果失業問題委員会ハ後日ニ譲リ労働争議ニ干シ協議会開催左ノ決議ヲナシタリ

(1) 宣言発表ノ件